

三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

《目 次》

《退職給付と企業分析》	
費用要素の新旧比較と付加価値再考	P1
《海外年金制度の動向》	
米国の医療保険改革について	P7
《IAS19号の見直しの公開草案について》	
退職給付債務・制度資産の変動の即時認識と表示	P11
《やさしい年金数理》	
給付現価と給与現価	P17
《データでみる年金》	
行動種類別の生活時間	P21
《数字クイズ その3》	
日本の債務残高	P25
《アドリブ経済時評》	
「もう」は未だなり、「未だ」はもうなり	P29
《Topics》	
1. 育児・介護休業法改正に伴う確定給付企業年金規約の変更について	P30
2. 掛金猶予明けの取扱い等の照会事項の回答 (厚生年金基金、確定給付企業年金)	P32
3. 確定給付企業年金簡易基準の見直しに係る意見募集開始 (確定給付企業年金、省令改正)	P34

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

2010年
6月号

退職給付と企業分析

～費用要素の新旧比較と付加価値再考～

《要約》

国際会計基準の公開草案では、純利息費用と再測定という従来とは異なる費用要素が提案されています。違和感を持たれる方がいるかもしれませんが、これまでの費用要素を組み替えただけであり、理にかなった考えといえます。

また、再測定がその他の包括利益に計上されることになることになると人件費や付加価値、あるいは企業収益の考え方にも変化を与えることになる可能性があります。したがって、退職給付の資産・負債の変動が企業業績や企業価値にどのような影響を与えているのかについて正確に理解する必要があります。そのうえで株価は将来の収益で決定するとされることを踏まえ、債務・資産の変動の影響を織り込まない将来キャッシュフローで企業を評価することが賢明であると思われます。

今月は過去に三菱UFJ年金情報で掲載した事項について、一連の会計基準の見直しを踏まえて改めて考え方を整理してみたいと思います。1つは退職給付の費用構造に関する問題であり、もう1つは企業の生み出す付加価値あるいは企業価値および株主価値という観点です。

1. 退職給付費用の費用要素の新旧比較

2006年12月に「退職給付構造からみる制度運営リスク」という記事を書きましたが、その中で退職給付費用の算出式を以下のように分類し、解説しました。

(第1図) 退職給付費用の構造

$$\begin{aligned}
 \text{退職給付費用} &= \text{勤務費用} + \boxed{\text{利息費用} - \text{期待運用収益}} + \text{数理計算上の差異} \\
 &\quad \downarrow \qquad \qquad \downarrow \\
 &\quad \boxed{\text{PBO} \times \text{割引率} - \text{年金資産} \times \text{期待運用収益率}} \\
 &\quad \downarrow \qquad \qquad \text{この式を分析すると} \\
 &\quad \boxed{(\text{PBO} - \text{年金資産}) \times \text{割引率} - \text{年金資産} \times (\text{期待運用収益率} - \text{割引率})} + \text{数理計算上の差異}
 \end{aligned}$$

現在の会計基準において、退職給付費用は当期の給付債務の増加額（勤務費用＋利息費

用) から期待運用収益を差し引いた額として求めます。当期中に追加的に発生した支払義務のうち、積立てた年金資産の運用収益によって相殺される額を除いた部分が当期に負担すべき費用であると考えているわけです。第 1 図は、この退職給付費用のうち利息費用と期待運用収益の部分に注目して、それを組み替えて表示したものです。この式のうち、(PBO－年金資産) ×割引率は積立不足に対する利息であり、年金資産×(期待運用収益率－割引率) は年金資産の割引率に対する超過収益であると考えられます。

ところで、国際会計基準の公開草案では、退職給付に関する費用を分解表示することとし、具体的には、①勤務費用、②純利息費用、③再測定に分け、勤務費用は営業費用に、純利息費用は財務費用に、再測定はその他の包括利益に計上することを提案しています。勤務費用を除く 2 つの費用要素は新しく導入された概念ですが、第 1 図の考え方に通じていると言えます。

まず、純利息費用は、(PBO－年金資産) ×割引率で求めるものであり、ここで示した算式とまったく同じです。同様に、年金資産×(期待運用収益率－割引率) は数理計算上の差異を全額発生した期に認識することを合わせて考えると、再測定の定義と合致します。なぜなら、数理計算上の差異に期待運用収益を加えた額は時価変動額そのものであり、そこから純利息費用に織り込まれている年金資産×割引率を差し引けば、まさに新しい基準における再測定の額が計算されるからです。

以下に、当時の文章をそのまま引用します。

『退職給付費用のうち、勤務費用は従業員の勤務を消費した対価として発生する費用（当期発生した将来の退職金・年金額）であり、労務費用に相当すると考えられます。利息費用と期待運用収益は図（第 1 図）に示した通り、積立て不足の利息相当額と年金資産の割引率に対する超過収益であり、資金の調達と資金の運用成果という金融（ファイナンス）活動のコスト（以下、金融費用と言います）と考えることができます。』

再測定という考え方あるいは再測定をその他の包括利益で表示するという発想こそありませんでしたが、当時解説したコスト構造の考え方は、国際会計基準の分解表示で示された方向性とほぼ一致していると考えられます。言うまでもありませんが、退職給付の経済実態は何ら変わっていないわけであり、新しい会計基準においても経済実態を示そうとしているわけです。ただ、認識のタイミングや表示の方法が変わったということです。

2. 費用要素の変更で付加価値の概念が変化

2009 年 9 月号では付加価値という観点から分析を試みました。付加価値の概念やその分配と退職給付との関係について考察したものです。これは、付加価値の分配に関して、株主と従業員でトレードオフの関係があるという問題意識に基づいて検討したものです。

付加価値は、人件費＋賃借料＋税金＋他人資本利子＋税引き後利益と定義されます。し

たがって、会計基準が見直されて人件費の計上額が変わり、付加価値の定義が変わらないのであれば、算出される付加価値の額は変化することになります。現在の会計処理では、人件費に含める退職給付費用は資産や負債の変動、例えば、年金資産のパフォーマンスの結果を含めて算出されます。これに対し、国際会計基準の公開草案で示された処理では税引き後利益に反映される費用要素は勤務費用と純利息費用のみであるため、結果的に年金資産および負債の時価変動は付加価値を構成する要素ではなくなります。同時に利益の変動要素でもなくなります。

この考え方は、必ずしも不自然であるとは思えません。要は、年金資産や給付債務の時価変動は、それを含めた額が人件費であるか、あるいは企業が生み出す付加価値には影響を与えないと考えるかの違いです。後者の考え方は、企業の活動成果である付加価値は当該企業が保有する資産の時価変動によって増減するわけではないとするものです。より正確に言えば、過去の運用収益の変動によって、今後企業が追加的に創出する付加価値の額は影響を受けないということでしょう。

新聞等の報道では、年金資産のパフォーマンスが悪化すると、数理計算上の差異の費用計上によって“今後の業績が悪化する”、逆にパフォーマンスが好転すると“今後の業績向上に寄与する”という記事が掲載されます。確かに、現在の会計処理によれば、企業収益は過去の年金資産の運用結果に左右されます。しかし、将来収益、すなわち企業業績は過去の年金資産のパフォーマンスに影響を受けないという見方もできるわけです。少なくとも、今般公表された国際会計基準の公開草案によれば、そうした考え方に引き着くこととなります。

3. 企業価値への影響を正確に検討することが必要

しかし、年金資産の時価変動が、株主と従業員とでゼロサムの関係を生じさせていることも事実です。言うまでもなく年金資産が目減りすれば、本来株主に帰属するはずだった株主持分の一部が従業員や受給者に移転するからです。

つまり、①年金資産等の時価変動は、企業が将来獲得する付加価値（今後の業績）には影響を与えない、一方で、②現実に株主持分の増減には影響を与えている、という2つの考え方ができることとなります。もちろん、どちらの考え方を支持するとしても、影響度合いに差があるわけではなく、株価等に与える影響は同じであるはずですが。

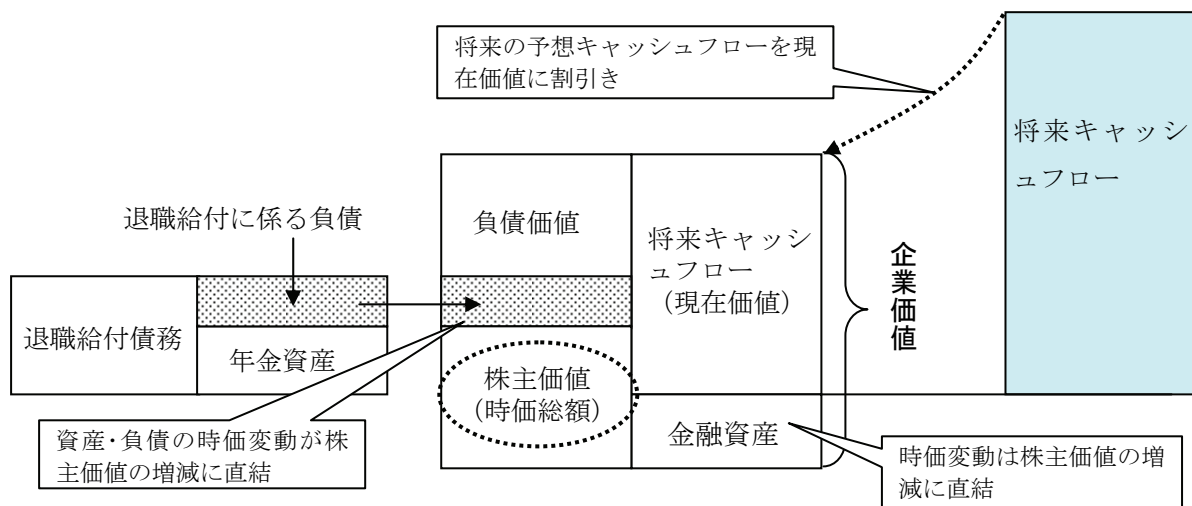
ただ、この考えが正確に理解されていないのではないかと懸念を持っています。以下、なぜ、正確に理解されていないと考えているのかを含め、どのように整理すべきかを検討してみたいと思います。そのために、負債や資産の時価変動が企業価値にどのような影響を与えるかという観点から考えてみます。

コーポレートファイナンスでは、負債価値+株式価値を企業価値とし、この企業価値は将来キャッシュフロー（注1）の現在価値であると考えます。さらに、金融資産を保有している場合は当該金融資産の時価を加えた額を企業価値とします（注2）。企業価値を考える

のは、投資判断（M&A などを含む）のためですから、現在の株主価値、すなわち時価総額が割安かどうかを判断することが目的です。そして、時価総額<将来キャッシュフローの現在価値-負債価値+金融資産であれば、取得価値があると判断するわけです。この場合、金融資産の時価変動は同額だけ株式価値に影響を与えることになります。現在の会計基準では、その他の有価証券は時価で評価され評価差額が計上されているため、評価差額と将来キャッシュフローの現在価値の合計が企業価値ということになります（時価総額はその額から負債価値を差し引いた額となります）。

金融資産と同様に退職給付債務-年金資産の差額の変動も企業価値に同様の影響を与えると考えられます。現在は遅延認識されていますが、即時認識されると退職給付債務と年金資産の差額がそのまま負債（または資産）価値に反映されることになります。この結果、年金資産あるいは給付債務の時価変動は同額だけ企業価値に影響を及ぼすことになります。

（第2図）企業価値、負債価値と株主価値の関係



ところが、年金資産や負債の増減に伴う影響に関しては、将来の収益への影響も考慮してしまい、結果的に企業評価に資産・負債の変動が二重に織り込まれる懸念があると考えられます。本来であれば、年金資産が目減りした場合、その分を現在の負債価値の増加として織り込むか、あるいは将来キャッシュフローに当該目減りに伴うキャッシュフロー（利益）の減少を織り込むかのどちらかでなければなりません。にもかかわらず、現在の負債価値の増加と将来キャッシュフローの両方に情報が織り込まれてしまうという懸念です。

確かに、現在の会計処理は、資産・負債の変動を遅延認識によって純資産や将来キャッシュフローに徐々に反映させていくため、会計上は資産・負債の時価変動がダブルカウントされることはありません。だからといって誤解を生じさせていないと断言することはできません。その理由は、持合株式のケースと比較すれば明瞭です。持合株式など金融資産については、企業評価の際に時価変動を織り込むでしょうが、一方で実現時期が不明で実現可能性も不透明な損益を将来のキャッシュフローに織り込むとは思えません。結果的に、

金融資産が目減りした場合、目減り分が株主価値を減少させた事実を評価に織り込むだけで、その損失が将来のキャッシュフローを悪化させることは織り込みません。これに対し、年金資産が下落した場合は、将来の費用や掛金負担の増加を連想してしまうために、資産下落の影響と将来キャッシュフローの減少の両方を評価に織り込んでしまう可能性があるのではないかと懸念しているわけです。

キャッシュフローという言葉から現金を思い浮かべる人に対しては以下の説明がわかりやすいかもしれません。すなわち、持合株式の時価が下落した場合、将来のキャッシュアウトフローは発生しませんが、売却時のキャッシュインフローは当該時価の下落分だけ減少することになります。年金資産下落の場合は、キャッシュアウトフローが増加することで将来のキャッシュインフローが減少することになります。結局、企業に与える影響は変わらないはずで

です。ダブルカウントされている懸念があると考えるのは、未認識債務の残高が情報として開示されているからです。未認識債務の残高の情報は客観的な数値であり、かつ容易に評価に織り込むことが可能であるため、投資判断の材料として利用されているはずで

す。一方で、前述のように新聞報道等では、未認識債務による企業収益への影響が喧伝されるため、『年金資産の下落で損失を蒙ったために、将来の収益がマイナスの影響を受けてしまう』と考えるわけ

です。この表現自体は必ずしも間違っていないかもしれませんが、実態をより正確に表現するのであれば、『年金資産の下落で発生した損失について、その後の期間で按分して損益に反映している』というべきです。すべての人がこのような正確な理解をしているとすれば、特に問題は

ありません。ただ、経営者が持合株式と年金資産とでは、同じ時価変動でも反応ぶりが違

うと感じられることからすると、必ずしも正確な理解がなされていない可能性が高いのではない

でしょうか（注3）。

ちなみに、その他の包括利益として計上し、それを組替調整（リサイクル）するという国内基準の見直しのステップ1で示された処理も同様の誤解を生じさせる可能性があります。むしろ株主持分に資産・負債の変動が実際に計上され、その後の業績にその損益を再度反映させていくと、今以上に誤解を生じさせる可能性が高いかもしれません。

“株価は将来の収益で決定する”と言われて

います。これはすでに過去に起こった事象は、少なくとも情報が公開されてい

れば、株価に織り込まれていると考

えているからに他なりません。そのう

えで、株価を左右するのは将来の

収益見通しであると考えているわけ

です。ただし、そのためには現在の

株価にどのような情報がどの程度

織り込まれているかを判断すること

が必要となります。もちろん、それ

を知ることは不可能ですが、年金

資産の時価変動に関していえば、

その影響は客観的に把握でき、

企業の評価に織り込みやすい情報

であることは間違いありません。

それだけに年金資産や給付債務

の増減が現在の株価にどの程度

の影響を与えているかについて

感覚的に掴むことは容易である

といえます。そうした判断を下した

うえで、資産、債務の変動の影

響を織り込まない将来キャッシュ

フロ

一を予測し、企業評価を行うことが賢明であると思われます。

(注1) キャッシュフローは色々な意味で使われますが、ここではいわゆるフリーキャッシュフローを想定しています。すなわち、税引き利益をベースに減価償却費や運転資本の増減、設備投資、借入金の増減を加えた額です。

(注2) 金融資産が簿価評価の場合は受取配当金や利息をキャッシュフローに加え、その現在価値を算定するという方法も考えられます。ただ、個別資産毎に将来キャッシュフローを予想することは困難ですし、そもそも金融資産の時価は将来キャッシュフローの現在価値であることを考えると、予測そのものも無意味といえます。

(注3) ここでは経済的な影響度合いのみを比較しており、持合株式がもたらす効果は考慮していないため、企業価値に及ぼす影響に変わりがないと考えています。なお、持合株式に関して保有する効果を主張するのであれば、退職給付（企業年金）に関しても制度を提供することによって得られる人事的効果を考える必要があります。したがって、両者の費用あるいはリスク対効果を客観的に比較することは不可能であるはずで

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野

海外年金制度の動向

～米国の医療保険改革について～

《要約》

本年3月23日に米国の医療保険改革法が成立しました。米国は日本のような皆保険でなく、高齢者と低所得者を除けば公的保険がなく、従業員は企業が提供する民間保険に頼っています。そのため国民の6人に1人にあたる約4,630万人が無保険状態にあることが問題となっていました。当初は新しい制度で皆保険を実現する計画でしたが、結局、既存制度の改定で皆保険に近づけることになりました。改革に必要な財源は、9,400億ドルと言われ、そのために医療機関や医療関係企業への増税が盛り込まれています。

これが、医療費や保険コストの上昇を招き、既に従業員に医療制度を提供している大企業にも間接的にコスト増加という影響が出ると予想されます。結果的に既存の医療保険の内容の変更のほか、企業年金のコスト削減へもつながる可能性があります。特に、企業が任意で増減額できる401(k)プランの企業（マッチング）拠出が削減されるかもしれません。退職給付制度への影響を注視していく必要があるでしょう。

1. 現行制度と改革の背景

米国の公的医療制度には、65歳以上の高齢者などを対象としたメディケア（Medicare）と主に低所得者を対象としたメディケイド（Medicaid）の2種類があり、その他に軍人や公務員を対象にした医療保険があります。

被用者の医療保険は、主に企業が提供しており、200人超の従業員を持つ企業の内、98%が従業員やその家族に医療保険を提供しています。通常、企業は退職者にも医療保険を提供しています。一般に、従業員の医療コストの73%は企業が負担していると言われ、個人や自営業者は自分で民間保険会社から保険商品を購入します。こうした構造であるため、従業員200人以下の企業やパートタイムで勤める従業員に無保険者が多いことが問題となっていました。一時的な保険加入は別として、長期の医療保障を持たない無保険者が4,600万人に達しているようです。

無保険者が傷病になった場合には緊急治療を受けることが可能で、一定の内容までは政府予算が確保されています。しかし、病院の持ち出しも多いため、主に民間会社として経営されている医療機関の経営を圧迫し、医療費を高騰させる一因になっていました。また、無保険者は予防治療を受けられないため、症状を悪化させてしまい、より多くの医療費がかかるという悪循環を起こすことにもなりかねませんでした。

ちなみに、米国の医療費は総額で年間約2.5兆ドル、GDPの15.3%（2006年）、世帯の平均医療費は13,375ドルに達し、民間医療保険料の額は、過去10年で138%増加しています。

日本の医療費はGDPの7.9%（2006年）ですから、対GDPの比率は約2倍です。WHO（世界保健機関）の191カ国を対象とした調査では、米国の1人当たり医療費は世界一、ただし、健康度は72位と下位でした。

このような状況の中で、日本のような国民皆保険が目指されましたが、妥協の結果、現行制度を改定し、無保険者を減らす取り組みとなりました。現行公的制度の概要は下記のとおりです。

<メディケア>

1965年に発足し、65歳以上の個人、65歳未満の障害者などが対象です。4,300万人（2008年）が加入し、4つのプログラムに分かれ、強制加入の病院保険のほかは任意加入です。概要は以下のとおりです。

パートA…強制加入で、通常、一定額までの入院費用がカバーされます。費用は社会保障税で賄われます。

パートB…補足的医療保険プログラムで、外来や居宅での治療に対応しています。加入者の保険料と一般税財源によります。

パートC…助成プランと言われ、追加のサービスを得るために、民間の医療保険に加入することが可能で、そのための助成プログラムです。

パートD…処方薬剤の給付プログラムです。

<メディケイド>

メディケアと同じく、1965年に発足した低所得者を対象とした公的医療扶助制度です。約4,260万人（2008年）が加入しています。メディケアの通常の医療サービスが基本ですが、州によって異なった内容となっています。

2. 改革の概要とねらい

上院と下院で別々に異なる法案が可決されましたが、上院案に基づく法案が3月21日に下院で、賛成219、反対212と僅差にて可決しました。3月23日に大統領が署名し、正式に法律となりました。法案は2,400ページを超える膨大なものですが、ほとんどの条項は2014年から実施されます。また、取組みが主にメディケイドの拡充、低所得者への補助金のため2010年からの10年間で9,400億ドルの財源が必要とされており、将来的には増税につながると予想されています。

今回の改革の特徴を挙げると以下のとおりです。

<加入対象の拡大>

- ・原則として、国民に一定水準の医療保障を持つことを義務づけ加入を促進することを目指しています。加入しないものに対しては、95ドルまたは所得の1%のいずれか高い方が税として追徴されます。この額や割合は徐々に引き上げられ2016年には、695ドルまたは所得の2.5%の高い方になります。
- ・メディケイドに加入できる所得要件を引き下げて、対象者を拡大します。約1,500万人の

増加が見込まれています。

- ・各州に民間保険の販売の場として、「保険取引所」を開設します。一定所得以下の世帯が保険取引所を通じて民間保険を購入すれば、政府の補助を得ることができます。中低所得者へ医療保障の購入促進をはかるのが目的です。

<事業主への義務付け>

- ・事業主は、従業員を医療保険へ加入させることを義務付けられます。ただし、従業員50人未満の企業は適用除外です（ただし、25人未満企業で平均給与が5万ドル未満の場合には、税控除の対象となり補助を受けて保険加入が推奨されます）。週30時間以上勤務する従業員が対象となります。
- ・事業主の違反にはペナルティがあり、様々な報告義務が発生します。医療保険を提供しない大企業は、30人を超える部分でフルタイムの従業員一人当たり2,000ドルを毎年ペナルティとして納めることとなります。

<収入増の取り組み>

前述の個人や事業主へのペナルティ課税の他に、2018年から高額保険（キャデラック・プランと呼ばれる）への課税が行われます。1人あたりの保険料（年10,200ドル）や世帯単位の保険料（年27,500ドル）が一定額を超えると超えた分に40%の税率で課税されます。保険会社に課税されますが、結局企業が負担することになると考えられます。タワーズ・ワトソン社の調査によると、現状の平均の企業負担の医療保険コストは、1人あたり5,184ドル、世帯あたり14,988ドルですが、今後の医療保険コストの上昇を考慮すると、約60%の大企業が高額保険の対象となる可能性があるということです。その他に、これまでの診療報酬の支払方法を変更したり、富裕層への増税が盛り込まれています。

3. 企業コスト、企業年金への影響

既に従業員に医療保障を提供している企業でも、民間保険会社や医療機関の負担増加による保険料や医療費の増加の影響で、コストが増大する可能性があります。これが医療保険だけでなく、他の福利厚生制度や退職給付制度の費用を圧縮する方向に向かわせる可能性があります。米国では退職者にも医療保障を提供していますから、なおさらです。

現行の保険内容については見直しが起こると考えられます。過剰な内容であれば、見直しの対象になるでしょう。今回の改革は、企業が提供するプログラムの内容を均一化することや、日本のような一定範囲の給付を行う皆保険に近づける意図があるように思われます。

企業年金への影響は不透明ですが、事業主が任意で増減額できる401(k)プランの企業拠出（マッチング拠出）を削減することやDB制度の凍結が増加するかもしれません。

ゴールドマン・サックスのレポートによると、S&P500に採用される企業のなかで医療債務の大きい会社のうち10%ぐらいに、大きな影響があると報じられています。また、企業によって、退職者医療に対する債務の大きさには違いがあります。例えば、ATT社の2009



年の報告書によると、退職者医療の債務は362億ドル、年間の拠出はDB年金にわずか200万ドルであるのに対し退職者医療のためには1億9500万ドル、DC制度には5億8600万ドルとなっています。キャタピラ社では、新法で2010年第1四半期に1億ドルの拠出増を予想し、年間では年金制度に9億2000万ドル、退職者医療には1億2000万ドルの拠出を予想しているとのこと。

4. おわりに

GM社が破綻した要因として、企業年金だけでなく退職者医療へのコストの大きさも指摘されています。すなわち、米国企業にとって医療費の上昇が抑えられるかどうかは競争力回復にとって重要な課題といえます。もちろん、同じ退職後の給付である企業年金に大きな影響を与える問題でもあります。

日本は、皆保険であり、医療費のGDP比率が小さいにもかかわらず、世界でトップクラスの平均寿命を維持しています。しかし、人口の高齢化と医療費の上昇で、健康保険組合の財政は、厳しくなっており、料率の引き上げを迫られたり、個人・事業主の医療費負担の上昇を招くことになるでしょう。

米国の医療費抑制の動きと企業年金に与える影響を注視していく必要があるでしょう。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤

<主な参考資料>

- ・ Pensions & Investments, “Health-care law impact on DB, DC funds a year off” (April 5, 2010)
- ・ American Benefits Council, “Health Care Reform in the United States”, (IBIS Conference, May 5, 2010)
- ・ Towers Watson, “Cadillac Health Plan Tax to Penalize Majority of Employers by 2018”, (May 19, 2010)
- ・ 厚生労働省、「世界の厚生労働 2010」(2010年3月)
- ・ 厚生統計協会、「保険と年金の動向 2009/2010」(2009年11月)

IAS19号の見直しの公開草案について

～退職給付債務・制度資産の変動の即時認識と表示～

《要約》

2010年4月29日に公表された国際会計基準審議会（IASB）の退職給付に関する会計基準IAS19号の見直しに関する公開草案では、退職給付債務と制度資産の変動の即時認識が提案されています。即時認識に際しては、勤務費用・純利息費用を当期純利益に、それ以外の費用は再測定としてその他の包括利益に計上（リサイクルなし）するとしています。公開草案の提案内容は、国際会計基準（IFRS）の基本的な考え方である「資産・負債アプローチ」に基づいており、わが国で伝統的な「収益・費用アプローチ」とは異なる発想であることに留意する必要があります。

IASBは2010年4月29日付で退職給付会計の見直しに関する公開草案「Exposure Draft ED/2010/3 Defined Benefit Plans Proposed amendments to IAS19」を公表しました。公開草案に対する意見募集は2010年9月6日を期限として行なわれており、寄せられた意見を参考に議論が行われ、2011年前半に改正内容が確定する見込みです。本稿では退職給付債務・制度資産の即時認識について考察したいと思います。

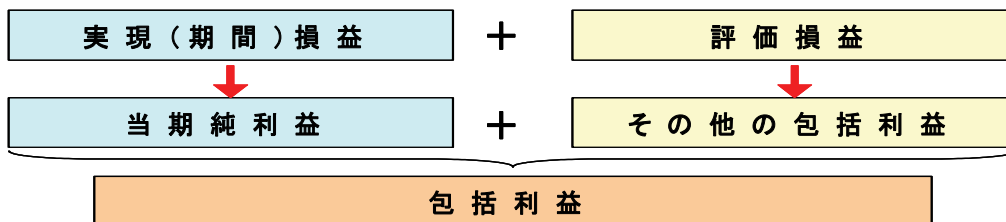
1. 資産負債アプローチ

IFRSでは決算時点での企業の純資産の測定を重視する、いわば「貸借対照表重視」の立場に立っています（第1図）。

（第1図）資産負債アプローチ

資産 (時価評価)	負債 (時価評価)
	純資産 (資産 - 負債)

純資産（株主持分）重視
 公正価値での評価とその反映が重要

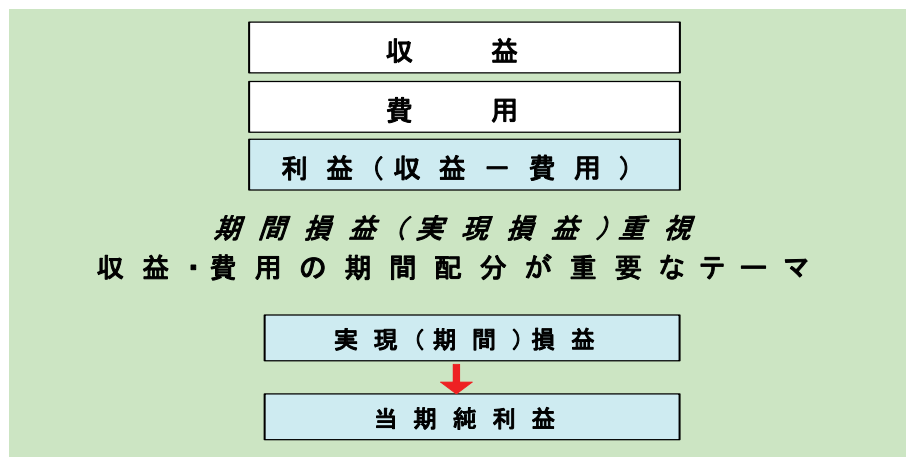


決算日時点における純資産（株主持分）を測定する際には、企業の保有する資産・負債を「公正価値 (Fair Value)」で測定することが前提となります。公正価値は資産・負債を売却・清算できる価格として定義されます。当該資産・負債が実際に活発な市場で売買されている場合には市場価格を公正価値とすることができますが、「市場が存在しない」または「市場が存在しても活発でない」場合には一定の手法を用いて推定した価格（例えば理論簿価など）を公正価値とします。

また、毎期の純資産の変動は「包括利益 (Comprehensive Income)」として評価しますが、包括利益は、実際に企業が取引を通じて獲得した収益と（実際には売買・清算しない）資産・負債の評価額の変動の二つの要素から構成されます。企業がその事業年度に実際の取引等を通じて実現したと考えられるものを「当期純利益 (Profit or Loss)」、実際には実現していないものの企業の実質価値に影響を与えるものを「その他の包括利益 (Other Comprehensive Income)」として区別します。包括利益全体は「企業価値の変動」としての意味はありますが、「業績」とはいえないものです。企業の業績という意味では実際にその期に実現した取引の結果を表す「当期純利益」が適切な指標になります。また、「その他の包括利益」は企業の資産・負債の評価額の変動ですから、変動が実現した場合の企業に与える影響を表す「リスク指標」として理解するのが適切です。

（第2図）はわが国で伝統的な「収益費用アプローチ」を図示したものです。

（第2図）収益費用アプローチ



収益費用アプローチは企業がその事業年度に実現した損益を重視する「損益計算書重視」の考え方といって良いでしょう。従って、企業が獲得した収益とその収益を得るために費やした費用をいかに適切に各事業年度に配分するかが重要なポイントになります。

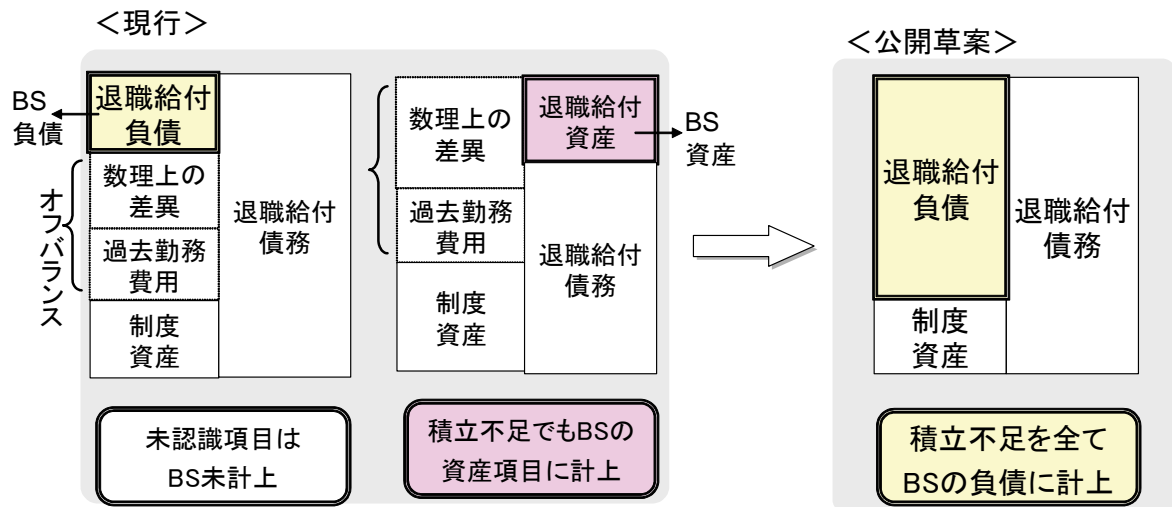
収益費用アプローチで公正価値に基づく資産・負債を扱う場合、居心地の悪い状態になります。収益費用アプローチは実現損益を重視しますが、公正価値で評価された資産・負債の変動には実際に実現していない評価損益も処理する必要があります。従って、収益費用アプローチの立場をとる場合にも、資産負債アプローチと同様、包括利益計算書の当期純

利益に実現した損益を計上し、その他の包括利益に評価額の変動（未実現損益）を計上します。なお、評価損益もいずれかの時点では実現するはずであると考え、その他の包括利益から当期純利益への振替処理（リサイクル）を行います。例えば、持合株式などの場合は売却した時点で、また、退職給付に関しては一定期間で定期的に処理されます。確かに、わが国の基準見直しの第1ステップの公開草案で提案されている方法や米国のFAS158号で採用している方法は、収益費用アプローチの立場からは自然な考え方かもしれませんが、財務諸表表示プロジェクトが反映されているIAS19号改定の公開草案では、このリサイクルの考え方は採用していません。

2. IAS19号改正の公開草案における即時認識と包括利益の分解表示

現在のIAS19号では回廊ルール・遅延認識に基づく処理と即時認識に基づく処理が並存していますが、公開草案では回廊ルール・遅延認識の選択肢を排除し即時認識に統一することが提案されています。この結果、貸借対照表（IFRSでは財務状態計算書）には評価日時点における退職給付制度の積立状態が忠実に反映されます（第3図）。

（第3図）貸借対照表での即時認識



貸借対照表での即時認識は第1図で示した「資産負債アプローチ」を退職給付会計にも原則通り適用したのと考えて良いでしょう。ただし、制度資産は公正価値で評価されますが、退職給付債務には公正価値ではなく将来の給付の発生時期と額を一定の手法で予測した「予測給付債務（Projected Benefit Obligation：PBO）」が用いられる点が第1図とは異なります。なお、IFRSでは金融負債の評価も公正価値とする方向で検討が進められており、将来のIAS19号の見直しの際には退職給付債務の計算方法が現在のPBOから大きく変更される可能性もあると考えられます。

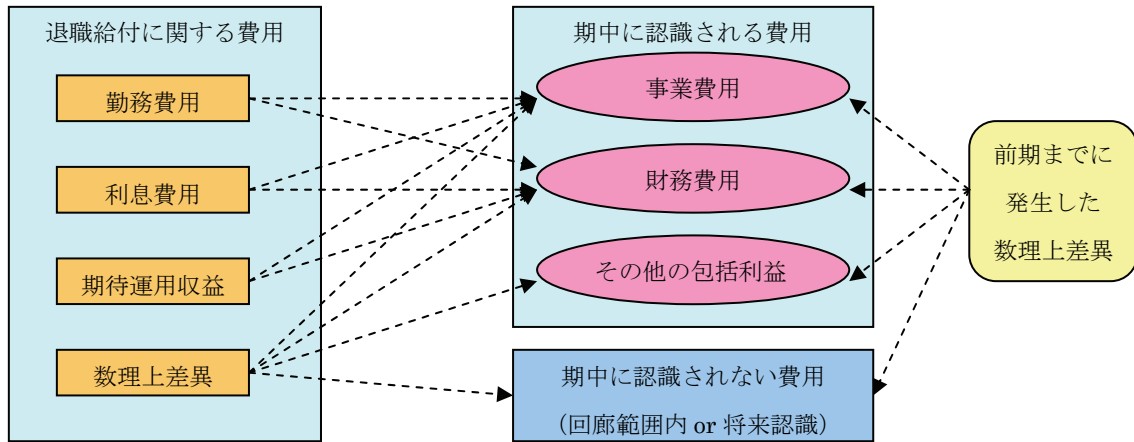
遅延認識の選択肢を廃止（＝貸借対照表で即時認識）すると、全ての企業の貸借対照表

に評価日時点における退職給付制度の積立状態がそのまま貸借対照表に表示され、財務諸表の透明度が増すとともに、企業相互間の比較可能性も大きく向上します。投資家などの財務諸表の利用者にとっては歓迎すべきことではないでしょうか。

次に包括利益の分解表示について考えてみましょう。

現在のIAS19号では費用の表示方法は特段の定めがないため、第4図のとおり各企業の会計方針によって様々に表示されています。

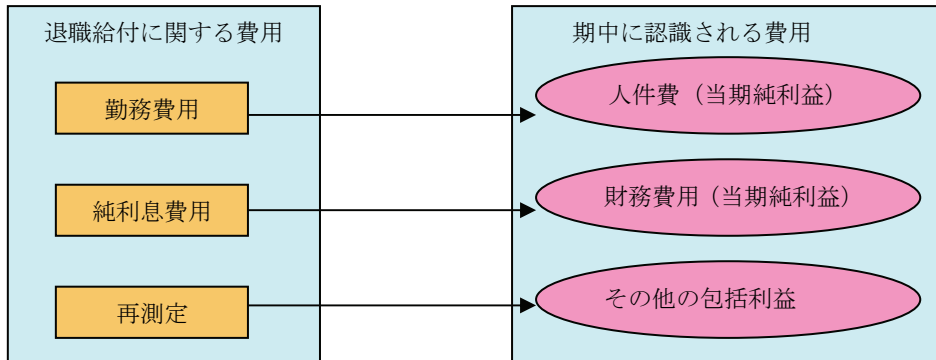
(第4図) 現在のIAS19号に基づく費用の表示



出所：Snapshot: Defined Benefit Plans: proposed amendments to IAS 19

公開草案では、費用の構成要素を勤務費用・純利息費用・再測定の三つに分解して表示することが提案されています。さらに、勤務費用は営業費用（人件費）として、退職給付債務と制度資産の差額に優良社債の利率（割引率）を乗じて算出する純利息費用は財務費用としていずれも当期純利益に計上することとされています。また、退職給付債務・制度資産の変動は「再測定（Remeasurement）」に属する費用としてその他の包括利益に計上（表示）することが提案されています（第5図）。

(第5図) 公開草案における費用の表示方法



出所：Snapshot: Defined Benefit Plans: proposed amendments to IAS 19

公開草案の提案のポイントは、①従来は企業の自主的な判断に任されていた費用の表示方法を統一したこと、②その他の包括利益に計上された再評価は事後的当期純利益への組替処理（リサイクル）を行わないこと、の二点です。

IFRSは「原則主義（Principle Base）」といわれるとおり、財務報告に際しては企業の実態を最もよく表すように事業主が適切な会計処理を選択する点に特長があります。しかし、公開草案では退職給付に関する費用の表示に関してはIFRSの特徴である「事業主の裁量」を排除しており、それぞれの費用ごとにその性格に応じて次のとおり計上（表示）する場所を指定しています。

- ✓ 勤務費用：従業員の勤務の対価として発生する人件費（営業費用）
- ✓ 純利息費用：従業員に対する負債純額（＝退職給付債務－制度資産）の支払利息（財務費用）
- ✓ 再測定：上記以外に起因する期中の退職給付債務・制度資産純資産の変動（その他の包括利益）

今回の公開草案を作成する過程の中で、退職給付を構成する費用から期待運用収益は除外されました。従って、従来の退職給付を構成する費用のうちで残ったものは、勤務費用・利息費用・数理上差異の処理の三つになります。勤務費用は従業員の役務の提供（勤務）に対する対価（退職給付）の付与という取引に起因するものであることは明らかですから給与と同様の人件費としての性格を重視して営業費用に計上することとしています。

また、対価（退職給付）の支払時期が退職時に繰り延べられるために負債を認識する必要がありますが、支払に備えて積立を行っていれば純粹の負債は積立額を控除したもの（退職給付債務－制度資産）になります。支払時期を繰り延べる代償として利息（割引率に相当）を支払いますがその費用（純利息費用）は借入金に対する利息と同様の財務費用であると整理しています。

これ以外の費用は、制度資産の運用実績による評価額の変動、割引率等の計算の前提の変更に伴う退職給付債務の変動に起因するものです。役務の提供や支払の繰延とは異なり、従業員と事業主の取引には起因しないものであるため、再測定に該当するとしています（＝その他の包括利益に計上）。IFRSでは再測定要素をリサイクルしないため、事後的に当期利益に計上されることはありません（評価額の変動はその他の包括利益に計上してリサイクルしない持合株式の処理と同様）。

3. 即時認識と包括利益の分解表示の意味

公開草案の内容で最終的に確定した場合、退職給付に関するコストとリスクの関係が明らかになると思われます。

遅延認識を行なっている場合、制度資産の運用実績や割引率の変動に伴う退職給付債務の増減が遅延認識されるため、当期の損益にはその期に発生した取引に起因する費用と前期以前に発生した費用が混在してしまいます。特に、わが国の退職給付会計基準のように、

全ての費用を「退職給付費用」という一つの費目に集約して表示した場合、(かなり注意深く分析を行なわない限り) 期中にどのような要因でいくらの費用が発生したのかを判別することは困難です。

公開草案の内容で最終確定すれば、期中に発生した費用の額が要因ごとに明確に把握でき、投資家などにとっては財務諸表のわかり易さが格段に向上すると思います。また、再測定要素がその他の包括利益に計上され、しかもリサイクルされなければ、以前に発生していた費用が後の期に影響を与えることもなく、将来の企業業績を推測するための指標である当期純利益へのノイズが除去されるため、予測の精度が向上すると思われます。

さらに、毎年その他の包括利益の変動を(充実した開示項目と併せて見ることにより) 予想した将来の企業業績がどの程度ブレるのか(リスク)の把握も容易になるでしょう。

リサイクルを行なうと、遅延認識と同様に前期以前に発生した再測定が事後的に業績(純利益)に反映されるため、業績とリスクをそれぞれ把握するためには、純利益に反映されている過去の再測定の影響を除いて業績を予測し、さらに每期発生した再測定の額も改めて把握してリスクを把握しなければなりません。

会計の専門家の中には、「クリーンサープラス関係(企業の純資産と純利益の整合性を保つこと)」を理由に、「その他の包括利益で一旦認識しても、その後にリサイクルを行なって当期純利益に反映(貸借対照表の「その他の包括利益累積額」から「利益剰余金」への振替)すべきである」という意見を持っている人も多いようです。「費用収益アプローチ」の観点からはそのような考え方になるのかもしれませんが。

個人的な考えですが、クリーンサープラス関係を重視してリサイクルを行なう方法よりも、上記のとおり財務諸表の利用者の立場からはIAS19号の公開草案の提案がわかり易くて良いと思います。

また、その他の包括利益に計上された再測定が、(企業の通常の活動の中で) 対象となる資産・債務の清算を通じて実現した場合には、その他の包括利益から当期利益に組み替えるリサイクルを行なうことは自然でしょう。しかし、退職給付債務・制度資産の価格の変動が清算によって実現されることは退職給付制度が存続する限りありえず、リサイクルを行なって当期利益に組み替える(実際に実現したものとして取り扱う)ことは取引の実態を反映していないことになるのではないかと思います。

年金コンサルティング部 佐野邦明

やさしい年金数理 第10回

～給付現価と給与現価～

《要約》

年金制度は、将来の支出(給付)と収入(掛金等)の収支を均等させるように財政計画を組み立てる必要があります。そのために必要な概念が「給付現価」「給与現価」です。計算基礎率を用いて将来の給付額・給与額を計算し、その額を現価換算したものが「給付現価」「給与現価」であり、掛金計算の基となります。

1. 年金制度の財政計画

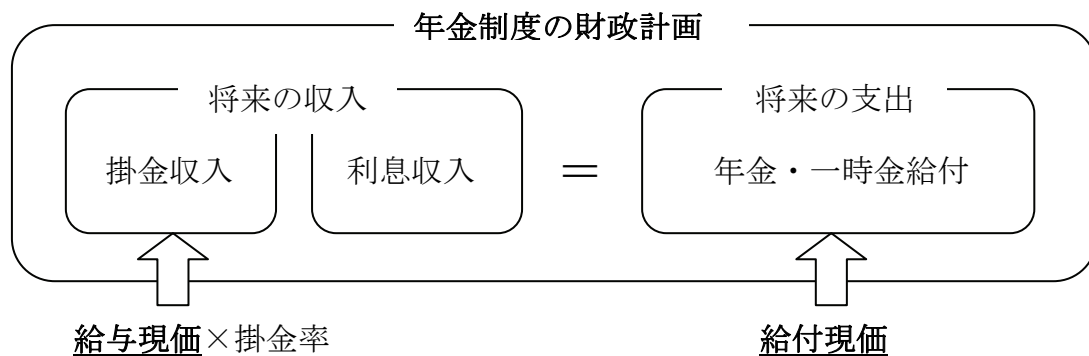
ある企業が、従業員の退職に際して退職後の生活の安定を確保することを目的として、年金(または一時金)を支給する制度を実施しようとする場合、この年金制度から支給する諸給付を賄うためにはその給付(支出)に見合った収入が必要となります。

このように、給付のための財源をどのような方法で用意するかという財源調達計画のことを年金制度の財政計画と呼んでいます。

年金制度は、年金の特徴からも明らかなように長期の制度存続を前提としているほか、加入者が多数におよぶため、その財政計画は長期的な期間と集団を対象として組立てることになります。

年金制度上、給付(支出)は主に掛金(収入)によって賄いますので、掛金の額は給付に必要なかつ十分な額でなければなりません。年金数理の目的は、「収支相等の原則」(詳しくは第1回をご参照ください。)に基づき、長期的な期間と集団を対象として、年金制度の収支を均衡させるために必要な費用(掛金)調達の計画を作ること、すなわち、年金制度の財政計画を組立てることにあるといえます。

今回は、その財政計画の組立てに必要な概念である「給付現価」「給与現価」について解説します。



2. 給付現価と給与現価

年金制度の掛金率の計算は、当該制度の加入者に将来支払われる給付総額と、将来の掛金収入の基礎となる給与総額を予測することから始めます。

将来の給付総額や給与総額は、第2回～第4回においてご案内した現価の概念を用いて現在価値に換算した給付現価および給与現価として掛金率の計算に使用します。

給付現価、給与現価は以下の方法により算出されます。

※なお、ここでは給付の発生（退職）は各年齢の年末に発生し、給与の支給及び掛金の払込みは年初に1回のみ発生するものとします。

(1) 給付現価

給付現価は、年金制度の加入者それぞれについて、予定昇給指数、予定脱退率等の計算基礎率により将来の給与の上昇、退職や死亡の状況を定年まで予測し当該制度から支払われる給付額を計算し、その給付額を現価換算して計算します。（計算基礎率については第5回～第8回をご参照ください。）

例えば、20歳で入社し、現在年齢が58歳の加入者について、定年年齢を60歳とした場合の給付現価の算出方法は次のように分解することができます。

58歳の加入者の給付現価＝

$$\begin{aligned} & 58 \text{ 歳時の給付額の見込み} \times 58 \text{ 歳時に給付が発生する確率} \times \text{現価率 (1年)} \\ & + 59 \text{ 歳時の給付額の見込み} \times 59 \text{ 歳時に給付が発生する確率} \times \text{現価率 (2年)} \\ & + 60 \text{ 歳時の給付額の見込み} \times 60 \text{ 歳時に給付が発生する確率} \times \text{現価率 (3年)} \\ & \textcircled{1} \dots\dots\dots \textcircled{2} \dots\dots\dots \textcircled{3} \end{aligned}$$

次に、上式の①各年齢の給付額の見込み、②給付が発生する確率、③現価率の計算方法について個別に説明します。

①各年齢における給付額の見込み

給付額の見込みは、最終給与比例制の場合、給付が発生した時（退職時または死亡時）の給与の見込みに、退職時または死亡時の勤続年数に応じた支給率を乗じて算出します。また、年金給付の場合には、さらに年金現価率を乗じます。

※年金現価率とは、毎年（または毎月）の年金を現在価値（以前ご説明した年金現価のことです）に換算するための率です。
毎年（または毎月）の年金額×年金現価率＝年金の現在価値 となります。

給与の見込みは、予定昇給指数より給与の伸び率を予測し、それに基づいて計算します。また、ここで使用する支給率および年金現価率は計算対象となる年金制度の年金規約（または制度設計案）に基づいて適用します。

例えば、60歳時の給付額の見込みは次のようになります。

(a) 一時金給付の場合

$$58 \text{ 歳時の給与月額} \times 58 \text{ 歳} \sim 60 \text{ 歳の給与の伸び率} \\ \times 60 \text{ 歳での勤続年数に応じた一時金支給率}$$

(b) 年金給付の場合

$$58 \text{ 歳時の給与月額} \times 58 \text{ 歳} \sim 60 \text{ 歳の給与の伸び率} \\ \times 60 \text{ 歳での勤続年数に応じた年金支給率} \times 60 \text{ 歳に応じた年金現価率}$$

※給与の伸び率は、以下のような計算式により計算します。

$$58 \text{ 歳} \sim 60 \text{ 歳の給与の伸び率} = \frac{60 \text{ 歳の予定昇給指数}}{58 \text{ 歳の予定昇給指数}}$$

②各年齢において給付が発生する確率

各年齢（年末）において給付が発生する確率は、次のように計算します。

$$\frac{\text{各年齢における退職者数または死亡者数（脱退者数）}}{58 \text{ 歳の残存者数}}$$

例として、各年齢の確率が次のとおり導き出されたとして説明を進めていくことにします。

$$\left\{ \begin{array}{l} 58 \text{ 歳で給付が発生する確率（58歳で退職（脱退）する確率）} \cdots 0.1 \\ 59 \text{ 歳で給付が発生する確率（59歳で退職（脱退）する確率）} \cdots 0.2 \\ 60 \text{ 歳で給付が発生する確率（60歳で退職（脱退）する確率）} \cdots 0.7 \quad \text{合計 } 1.0 \end{array} \right.$$

③各年齢に応じた現価率

現価率とは、各年齢における給付額を、現在価値に換算するための率です。給付が発生する年齢から現在年齢（58歳）までの期間、予定利率で割り引いて計算します。

例えば、予定利率が5%の場合、58歳の現価率は、58歳の年末（すなわち1年後）に給付が発生するので、1年間割り引くことになり、

$$58 \text{ 歳の現価率（1年）} = 1 \div 1.05 = 0.95238 \cdots$$

となります。同様に、59歳の現価率は2年間割り引けばよいので、

$$59 \text{ 歳の現価率（2年）} = 1 \div 1.05 \div 1.05 = 0.90703 \cdots$$

となります。

以上、①～③のような計算を現在年齢から定年年齢まで行って、合計したものが当該加入者（58歳の加入者）の給付現価となります。そしてこのような計算を年金制度の加入者全員について行い、それを合計したものが、その制度の総給付現価となるわけです。

(2) 給与現価

給与現価は年金制度の加入者それぞれについて、計算基礎率により将来の給与の上昇、加入の状況を予測し、各年齢で支払われる給与を定年まで計算し、その総額を現価換算して計算します。

先ほどの給付現価と同様に、現在年齢 58 歳の加入者を例にとると、定年年齢を 60 歳とした場合の給与現価の算出方法は次のように分解することができます。

58 歳の加入者の給与現価＝

$$\begin{aligned} & 58 \text{ 歳時の給与の見込み} \times 58 \text{ 歳時に加入している確率} \times \text{現価率 (0 年)} \\ & + 59 \text{ 歳時の給与の見込み} \times 59 \text{ 歳時に加入している確率} \times \text{現価率 (1 年)} \\ & + 60 \text{ 歳時の給与の見込み} \times 60 \text{ 歳時に加入している確率} \times \text{現価率 (2 年)} \\ & \text{①} \dots\dots\dots \text{②} \dots\dots\dots \text{③} \dots\dots\dots \end{aligned}$$

①各年齢における給与の見込み

給与の見込みは給付現価を算出した時と同様、予定昇給指数に基づいて計算します。例えば、59 歳における給与の見込みは次のようになります。

$$58 \text{ 歳時の給与} \times 58 \text{ 歳} \sim 59 \text{ 歳の給与の伸び率}$$

②各年齢において加入している確率

各年齢（年初）において加入している確率は、次のように計算します。

$$\frac{\text{各年齢の残存者数}}{\text{58 歳の残存者数}}$$

先ほどの現在年齢 58 歳の加入者のケースでは、次のように計算されます。

$$\left\{ \begin{array}{l} 58 \text{ 歳で加入している確率} \dots 1.0 \\ 59 \text{ 歳で加入している確率} \dots 0.9 \\ 60 \text{ 歳で加入している確率} \dots 0.7 \end{array} \right.$$

③各年齢における現価率

現価率は、給与を支払う年齢から現在年齢（58 歳）までの期間、予定利率で割り引いて計算します。ここでは給与の支払いは各年齢の年初としていますので割り引く期間は 0 年、1 年、2 年となります。

以上、①～③のような計算を現在年齢から定年年齢まで行って、合計したものが当該加入者（58 歳の加入者）の給与現価となります。そしてこのような計算を年金制度の加入者全員について行い、それを合計したものが、その制度の総給与現価となるわけです。

年金信託部

データでみる年金

～行動種類別の生活時間～

《要約》

総務省の「社会生活基本調査」では、行動別の平均時間を調査しています。性別、年齢、地域、職業等で1日の時間の使い方が大きく異なることがわかります。退職後の世代は仕事から離れるため、自らのために使える時間が多くなります。ただし、退職後の生活を有意義に過ごすためにも、公的年金や企業年金で経済的な不安が解消されていることが求められます。

総務省では、国民の社会生活の実態を明らかにするために、昭和51年以来、5年毎に「社会生活基本調査報告」を実施しています。国民の平均的な生活パターンを知ることで、様々なことがみえてくると考えられます。

1. 高齢者ほど睡眠時間が長い

生活パターンには個人差はありますが、一方で性別、年齢、あるいは地域によっても何らかの傾向があることは想像に難くありません。総務省では、「社会生活基本調査報告」を5年毎に実施しており、各種の生活行動について1日の平均時間を調査しています。この調査結果を基に、そうした傾向を探ってみたいと思います。自らの行動パターンを省みる好い機会となるかもしれません。

この調査では、生活行動を1～3次の活動に分類しています。1次活動は、睡眠、食事、身の回りの用事（洗顔、入浴、トイレ、化粧など）といった生活をしていくうえで必須の活動、2次活動は仕事、学業、家事などであり、いわば生計を維持していくために必要な行動と考えられます。これに対し、3次活動に分類されるテレビの視聴や休養、趣味や交際、ボランティア活動などは余暇やより豊かな生活を推進するための活動といえます。

1次活動は、1日の4割強を占めています。世代によって差はありますが、平日の睡眠は平均すると7時間半程度となっています。男女とも40歳台で最も少なく、高齢になるにつれ、増加していきます（表では割愛していますが、男女とも15歳以下は8時間を超え、さらに70歳以上では年齢が上昇するにつれて増加し、80歳以上ではほぼ10時間となっています）。男女別では、同年代で比べると男性のほうが睡眠時間が長く、女性が短くなっています。その分、女性は身の回りの用事の時間が多くなっています。

平日と日曜日を比べると、1次活動の時間は日曜日が平日を大きく上回っています。休日にはたっぷり睡眠をとり、食事をゆっくりとるという結果が表れています。ただ、多くの人が現役を引退していると考えられる65歳以上では、大きな差はみられません。



2. 最も働く世代は30代中盤から40歳の男性

2次活動においては、男性と女性で大きく差が生じています。男性は仕事でほとんどの時間が費やされているのに対し、女性は仕事以外に家事が大きなウエイトを占めているからです。統計では、有業者と無業者の別でも数値が示されていますが、同じ女性でも有業者と無業者では顕著な差異がみられます。具体的には、女性の有業者は仕事が352分（約6時間）、家事が128分（約2時間）であるのに対し、無業者は家事が203分（3.4時間）となっています。また、当然ではありますが、女性の無業者の1次活動、2次活動、3次活動をみると各々656分、337分、446分と2次活動の時間が少なく、3次活動の比率が高くなっています。

最も働く世代は男性の35歳から49歳頃までです。なかでも、仕事の時間が最も多い性別、世代は男性の有業者の40～44歳で569分（9時間半）となっています。なお、通勤時間は男性の有業者で60分であり、往復1時間をかけて通勤するというのが平均値といえます（地域別には後述）。

（第1表）平日の男女別、行動種類別平均時間

（単位：分）

	男性						女性					
	計	25-29	35-39	45-49	55-59	65-69	計	25-29	35-39	45-49	55-59	65-69
1次活動計	617	584	579	579	609	671	630	624	594	570	602	659
睡眠	458	443	432	425	446	485	445	444	421	400	421	459
身の回りの用事	65	59	63	65	64	73	85	87	81	78	80	86
食事	94	82	84	89	99	113	100	93	92	92	101	114
2次活動計	486	578	624	615	543	270	461	527	572	565	497	368
通勤・通学	51	60	66	65	58	19	27	44	30	27	21	6
仕事	355	487	532	534	463	194	178	316	243	263	221	98
家事	15	5	7	8	13	34	155	84	190	229	203	211
介護・看護	2	0	1	1	2	4	5	1	4	4	8	8
育児	3	4	7	2	1	2	23	54	75	6	7	6
3次活動計	335	278	237	246	288	499	349	289	274	305	341	413
TV・新聞等	132	81	88	102	130	223	135	96	91	127	146	181
休養	77	75	63	61	63	83	83	78	70	69	67	73
趣味・娯楽	39	51	28	22	24	58	33	30	25	27	30	44

（第2表）日曜日の男女別、行動別平均時間

（単位：分）

	男性						女性					
	計	25-29	35-39	45-49	55-59	65-69	計	25-29	35-39	45-49	55-59	65-69
1次活動計	684	674	678	664	669	689	686	699	682	639	650	677
睡眠	513	525	507	491	492	496	491	510	485	453	454	469
身の回りの用事	68	61	71	70	67	75	87	93	91	82	84	90
食事	103	88	100	103	110	118	108	96	106	104	112	118
2次活動計	195	243	245	225	210	157	302	296	353	384	365	311
通勤・通学	10	17	13	14	10	5	6	12	5	8	7	3
仕事	112	161	139	142	135	83	67	104	54	90	89	55
家事	22	3	19	23	26	36	149	73	177	217	203	194
介護・看護	2	10	1	1	4	4	5	1	3	4	9	7
育児	8	14	28	7	2	4	19	46	57	7	6	4
3次活動計	561	524	518	551	561	594	452	445	405	418	425	453
TV・新聞等	203	135	168	205	237	270	160	119	117	152	172	194
休養	105	106	109	104	101	90	97	101	89	92	77	82
趣味・娯楽	91	108	89	85	79	79	56	67	59	46	49	47

（出所）総務省、「平成18年社会生活基本調査」

多くの人にとって休日である日曜日は、娯楽や趣味に費やす時間も増加します。特に、平日は仕事に集中している男性でその差が顕著です。テレビの視聴や休養、趣味などが大幅に増えているほか、表に掲載していない交際、スポーツ、ボランティア活動など全般に増加しています。

65歳以上の世代は、曜日にかかわらず3次活動のウェイトが大きく上昇することになります。特に、家事をあまり担当しない男性で3次活動の時間の増加は顕著です。女性から、もっと家事を手伝えという声があがりそうですが、それも含めて退職後の有意義な時間の過ごし方を考えることは重要であると考えられます。ただし、そのためには公的年金や企業年金などで経済的な不安が解消されていることが望まれます。

3. 生活時間には地域差も大きく影響

時間の使い方には大きく影響を及ぼす事象として、通勤・通学に係る時間があげられます。この通勤・通学に関する時間には地域差が大きいと考えられます。この調査では、都道府県や地域別にも同様にデータを集計しているため、その数値も合わせて紹介します。

通勤時間が最も長いのは、東京、大阪、名古屋の三大都市圏で勤務する人であると想像できますが、実際の数値でそれが証明されています。関東圏で雇用されている人（前述の有業者とは異なり被用者です）の平日1日当たり平均通勤・通学時間は1時間32分（片道46分）となっており、以下京阪神、中京地区と続きます。関東圏は、8大都市圏以外の1日当たり平均52分（同26分）の倍近い水準、全国平均の1時間10分（同35分）に対しても3割増し程度となっています。

（第3表）男女別8大都市圏、8大都市圏以外の通勤通学時間（単位：時間、分）

	全国	札幌	仙台	関東	静岡	中京	京阪神	広島	北九州・福岡	8大都市圏外
男	1.10	0.55	0.54	1.32	0.53	1.09	1.16	1.00	1.00	0.52
女	0.50	0.50	0.48	1.03	0.45	0.45	0.57	0.45	0.48	0.40

（注）雇用されている人を対象に平日の値、1.10は1時間10分、0.50は50分

最後に、起床から就寝にいたる生活パターン（平均時刻）を掲げてみます。これはあくまでも全国的な平均値というだけで、望ましいパターンというわけではありませんが、朝は6時40分頃に起き、8時半頃出社、7時頃に帰宅し、11時15分頃に就寝となっています。また、このパターンも上記の通勤時間や、あるいは県民性も絡めて都道府県別にはかなりの差がみられます。各々の項目について全国で最も早い県と最も遅い県を表示しましたが、東京都が起床・就寝とも最も遅いことなどは、納得できるような気がします。また、起床・就寝及び出勤と夕食の時刻はセットになっていることがわかります。

(第4表) 都道府県別主な行動の平均時刻

	全国平均	全国 1 位		全国 47 位	
	時間	時間	都道府県名	時間	都道府県名
起床	6 : 39	6 : 22	青森県	6 : 52	東京都
朝食開始	7 : 12	7 : 02	静岡県	7 : 24	東京都
出勤	8 : 28	8 : 04	岐阜県	8 : 58	沖縄県
帰宅	18 : 58	18 : 15	高知県	19 : 28	神奈川県
夕食	19 : 09	18 : 46	北海道	19 : 29	沖縄県
就寝	23 : 16	22 : 32	青森県	23 : 40	東京都

年金コンサルティング部 リサーチグループ

数字クイズ その3

～日本の債務残高～

最近、ユーロ安とその原因であるギリシャの債務問題で、またまた国際金融危機が懸念されている。

最近のギリシャの財政赤字は13%であり、債務残高はGDP比113%となっており、5月の同国の国債償還ができないのではないかということで、ギリシャ国債（価格）、各国の株式、通貨（ユーロ）が急落した。ギリシャ国債をヨーロッパを中心とした銀行が大量に持っているということから、疑心暗鬼が広がって再び金融収縮が起こる危険があり、これを避けようと、EU（欧州連合）が邦貨換算で約86兆円もの支援の枠組みを打ち出した。

中心の問題は、ギリシャが財政再建ができるかということであるが、ユーロ圏のPIIGS（同様に財政赤字が大きい国、ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペインの頭文字をPIG＝豚に掛けた造語）仲間にも懸念がひろがっている。

これらに関連して筆者もよく「日本は大丈夫なのか」との質問を受けるようになった。

残念ながら「大丈夫」とは言えない。しかし「いつ頃危ないのか？」と聞かれても、とてもピンポイント的には答えられない。色々な要素が多すぎるからであり、各国投資家の心理や気分までが絡むからである。

本稿では2回に分けて、わが国の債務問題を数値を追いながら考えていきたい。

問題1 日本の債務残高と国債残高は、およそ何百兆円か？（答えは百兆円単位で、平成22年度末推定）

問題2 上の債務残高はGDPのおよそ何倍か？ a. 0.5倍 b. 1.0倍 c. 2倍

問題3 日本の（年間の）財政赤字はGDPのおよそ何%か？

<問題1> 国の債務は平成22年度末の見込みが約973兆円（丸めると1,000兆円！）であるが、その内訳には3種類あって、国債（771兆円、丸めると800兆円）と借入金（55兆円）それに政府短期証券（147兆円）がそれである。なお地方の債務は含まれてない*1。ただし、既に発行されている国債の種類は、第1表に掲げるように多種多様である。借金体質と、調達に工夫を凝らした跡が見てとれる。問題1の答えは1,000兆円、800兆円なお、国の債務を測る方法として「純債務残高」いう考え方がありOECDはこちらを使うことが多いようである。これは債務残高から国の保有する金融資産を差し引く方法であり、日本は、年金資産や特殊法人などへの出資金・貸付金、有価証券、実物資産などが他国と比較して相当に多く、国債比較の様子は少なからず変わってくる（次回採り上げる）。

<問題2> 日本の'09年GDPは476兆円*2であるから、債務残高は約2倍である。

<問題3> 2010年度の名目GDPは、政府の見通しで475.2兆円程度となっている。同年度の国債（新規財源債）発行額は44兆3030億円で、財政赤字のGDP比は9.3%となっている。ただし、発行額はいろいろな機関で推計され発表されている。

債務残高に翌年度の財政赤字を加えると翌年の債務残高となるが、第1図のグラフに見るように、日本の債務残高の増え方は激しい。

それにしても、少なくともギリシャより良いとはいえない日本の財政状況である。

今回は、それがまだ問題となっていない理由、今後の展開などを考える。

* 1 <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokusai/siryou/index.htm> 財務省国債関係諸資料より

* 2 2007年の名目GDP516兆円が、2008年と2009年の成長率 Δ 4.2%と Δ 3.7%で476兆円に縮小した。

(第1表) 平成22年度末(見込)の国債・借入金残高の種類別内訳

(単位:億円)

合計 9,731,626 (100.0)	内国債 7,712,239 (79.2)	普通国債 6,369,840 (65.5)	建設国債	2,448,129 (25.2)
			特例国債	3,670,690 (37.7)
			減税特例国債	29,274 (0.3)
			日本国有鉄道清算事業団承継債務 借換国債	186,566 (1.9)
			国有林野事業承継債務借換国債	23,378 (0.2)
			交付税及び譲与税配付金承継債務 借換国債	11,804 (0.1)
			財政投融资特別会計国債	1,299,937 (13.4)
		交付国債	3,696 (0.0)	
		出資・抛出国債	18,498 (0.2)	
		株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債	13,014 (0.1)	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債	7,254 (0.1)	
		借入金 550,198 (5.7)	借入金	197,055 (2.0)
			短期借入金(5年未満)	353,142 (3.6)
		政府短期証券 1,469,189 (15.1)	外国為替資金証券(年度超の額)	1,450,000 (14.9)
			石油証券(年度超の額)	12,071 (0.1)
食糧証券(年度超の額)	7,118 (0.1)			

(注) 1、本表は、22年度当初予算の計数である。

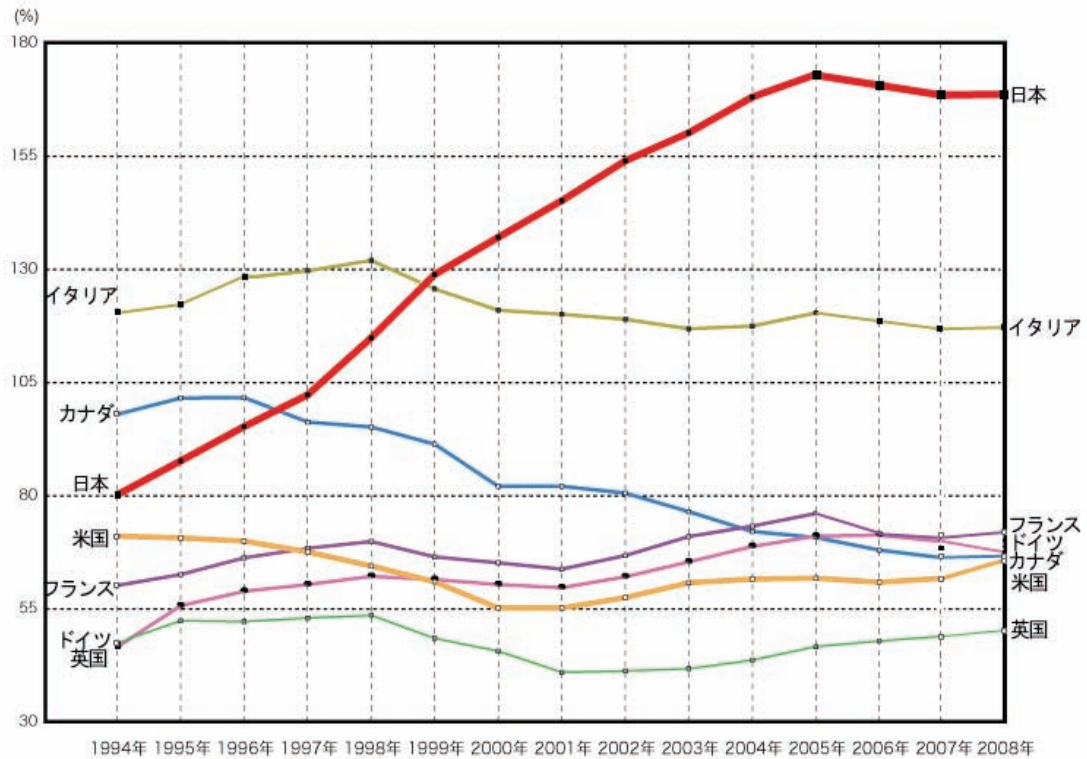
2、単位未満四捨五入

(単位:千億円)

年度末 実績	合計	内国債	普通国債						財投資	
			建設国債	特例国債	減税特例 国債	国鉄借換 国債	林野借換 国債	交付税借換 国債		
18	8,344	6,741	5,317	2,432	2,614	46	190	27	8	1,389
19	8,461	6,843	5,415	2,369	2,775	42	194	27	8	1,398
20	8,465	6,804	5,459	2,249	2,953	37	187	24	9	1,311
21見込	9,001	7,316	6,004	2,410	3,340	33	187	24	10	1,269
22見込	9,732	7,712	6,370	2,448	3,671	29	187	23	12	1,300



(第1図) 債務残高のGDP比、国際比較 http://www.mof.go.jp/zaisei/con_03_g05.html



(暦年)	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	79.4	86.7	94.0	100.5	113.2	127.0	135.4	143.7	152.3	158.0	165.5	175.3	171.9	170.3	170.9
米国	71.1	70.7	70.0	67.6	64.5	61.0	55.2	55.2	57.6	60.9	61.9	62.4	61.8	62.8	65.8
英国	47.3	52.2	52.0	52.9	53.4	48.3	46.0	41.1	41.6	41.9	44.1	46.8	46.6	47.5	49.8
ドイツ	46.5	55.7	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	59.7	62.1	65.3	68.7	71.0	69.3	65.4	64.2
フランス	60.2	63.0	66.7	69.1	70.7	66.8	65.7	64.3	67.3	71.4	73.9	75.7	71.1	69.4	71.0
イタリア	120.6	122.2	128.6	130.2	132.6	126.4	121.6	120.8	119.5	116.9	117.5	120.1	118.2	116.7	117.1
カナダ	98.0	101.6	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6	76.6	72.4	70.3	68.1	64.4	64.4

※出典:OECD/エコノミックアウトルック(83号(2008年6月))。計数はSNAベース、一般政府。

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

<コラム> アドリブ経済時評

「もう」は未だなり、「未だ」はもうなり

表題は有名な相場の格言であり、その意味は「『もうそろそろイイ』と思っても大抵は『未だダメ』なんだよ、『まだ大丈夫だろう』と思っても大抵は『もうダメ』なんだよ」ということだ。

今まさに進行しているギリシャ財政危機に端を発するユーロ通貨危機では、この格言の威力をつくづく感じさせられた。

まず、筆者は3月号の本欄に「PIIGS」のことを書き、金融危機対策が財政問題を悪化させたとは書いたが、恥ずかしいことに、「ユーロだけが極端に下落することもないだろう」と書いた。「未だ大丈夫だろう」と思ったのだが、甘かった。

いい訳になるが、その時点では、世界の株価が回復し景気も回復してきていて「もう大丈夫」という雰囲気があり、再びこれほど早く危機の再来があるとは思えなかった。

連休明けの5月9日にEU（欧州連合）が対策を決めたものの、邦貨換算で9兆円弱の金額が小さ過ぎて、結局翌日になんと10倍の同86兆円という巨額の金融支援の枠組みを打ち出さざるを得なかったのも、「未だこれくらいでイイのでは」の油断があったのだろう。

さらに、5月24日には、PIIGSのひとつスペインで、銀行が国営化されるという事件が起こって驚いた。飛び火である。

とにかく世界のスピードが速く、悪いことは「もう直る」と期待してもまだまだ続くのに、良いことは「まだ続く」と思ってもあっという間に消えてしまうのである。

金融が経済を振り回す昨今の様相は、「尻尾が犬を振り回す」と言われるのだが、金融が行き詰ると即、経済が悪化する。これは、IMFから助けが得られたとしても緊縮財政を強いられる結果となるので、変わらない。したがって経済はさらに悪化してしまい、また金融が悪化する・・・という悪循環に入ってしまう。頼みの財政が火の車になるとなおさらである。

そして、やはり一番怖いのが本誌P.25の「数字クイズ」で採り上げたように、わが国の財政問題に火がつくことである。

「まだ」大丈夫なうちに、政府は「財政」を立て直し、「成長＝好景気」を演出するという無理難題を解決しなければならないのだが・・・。

【2010/5/28】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋

TOPICS1

～育児・介護休業法改正に伴う確定給付企業年金規約の変更について～

ポイント

今般、標記につき厚生労働省より連絡がありましたので概要をご案内します。
法改正により育児・介護休業の範囲が拡大されること等に伴い就業規則等が変更されますが、そのため確定給付企業年金規約の変更が必要なケースとしては以下の2パターンが考えられます。

- ①実質的な変更は無いが、確定給付企業年金規約上の文言のみ^{※1}の変更が必要なケース
(加入者期間・給付額算定期間は変更なし) **【届出^{※2}】**
- ②確定給付企業年金の加入者期間・給付額算定期間から育児・介護休業期間を除外^{※3}しているため、加入者期間・給付額算定期間が変更となるケース **【承認・認可^{※2}】**

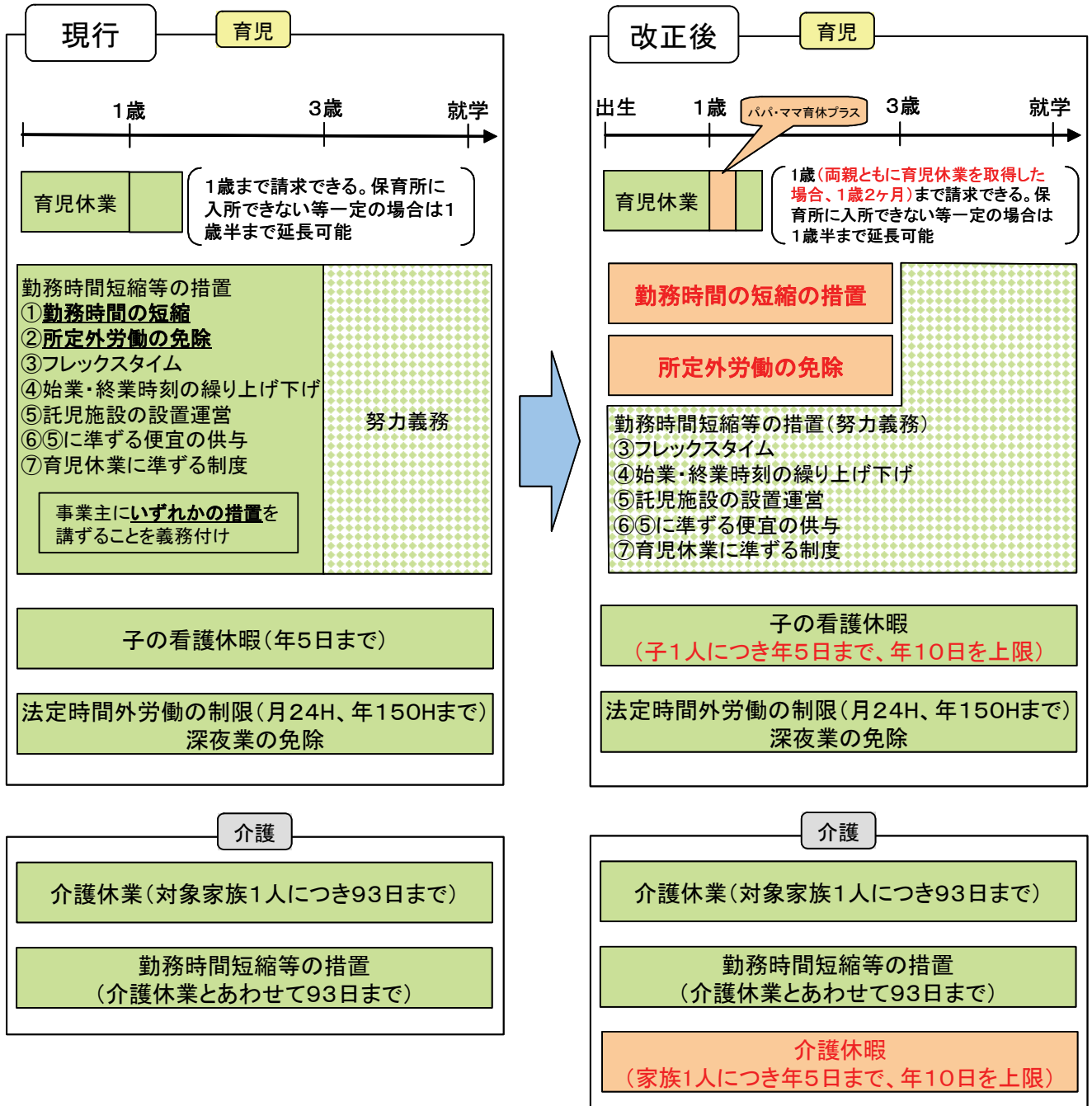
- ※1 参照条文等の変更。規約上の文言の修正が不要な場合は規約変更不要。
- ※2 改正育児・介護休業法は平成22年6月30日に施行されるが、6月30日までに規約変更できない場合は変更の適用日を6月30日まで遡及可能。
- ※3 育児・休業期間を資格喪失させる場合も含む

☞法改正のイメージは次頁をご参照

育児・介護休業制度の見直しについて (イメージ)

※厚生労働省HPより

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>



TOPICS2

～掛金猶予明けの取扱い等の照会事項の回答
(厚生年金基金、確定給付企業年金)～

ポイント

掛金猶予明けの財政計算の取扱い等について厚生労働省から回答がありましたので、主な内容についてご案内いたします。

照会事項とその回答内容

	厚年	DB	照会	回答
1			<p>① 標準掛金引上げを猶予した場合、猶予期間終了後の平成24年4月1日に引上げ後の標準掛金を適用する必要があるという理解でよいか？(猶予期間中に継続基準をクリアしても標準掛金の引上げが不要にならないことの確認)</p> <p>② 適用する掛金の計算基準日は掛金引上げ猶予時のものではなく、平成23年3月31日を基準日で掛金を算定する理解でよいか？</p>	<p>① 左記の理解のとおりです。</p> <p>② 標準掛金の引上げを猶予した場合、平成23年3月31日を計算基準日として財政計算を改めて行わないことも可能です。このとき、掛金引上げ猶予したときの財政計算において本来適用すべき規約上掛金を平成24年4月1日から適用します。</p>

⇒ 標準掛金は掛金猶予明けに必ず掛金見直し後の標準掛金を適用する必要があります。
掛金見直し後の標準掛金の計算基準日は、平成23年3月31日でも掛金猶予を適用した計算基準日でも構いません。
なお、掛金猶予期間中の財政決算時の標準掛金収入現価の計算は掛金引上げ前の標準掛金率を使用します。

照会事項とその回答内容

	厚年	DB	照会	回答
2			<p>特別掛金の引上げ猶予(財政決算日が3月31日の例)</p> <p>① 特別掛金の引上げを猶予した場合、平成24年4月1日から適用する特別掛金を算定するために、平成23年3月31日を計算基準日として財政計算を行う必要があるが、平成23年3月31日で継続基準をクリアした場合(厚年基金は財政計算不要の場合を含む)は、当該財政計算は不要か？</p> <p>② また、当該取扱いは、継続基準抵触に伴い特別掛金の引上げを猶予した場合だけでなく、定例の財政再計算等のその他の財政計算時に特別掛金の引上げを猶予した場合も同様と考えてよいか？</p>	<p>① 左記の理解のとおりです。平成23年3月31日に継続基準をクリアした場合、平成24年4月1日に新しい掛金が適用されるように財政計算を行っておく必要はなく、その後財政計算に該当した場合に行えばよい取扱いとなります。</p> <p>② 左記の理解のとおりです。</p>

⇒ 特別掛金は掛金猶予明け直前の財政検証で継続基準をクリアしていれば特別掛金の見直しは不要です。この取扱いは掛金引上げ猶予を受けるときの財政計算が財政再計算や加入員の20%変動などでも適用されます。

⇒ 上記の例は3月31日決算の例ですが、例えば6月30日決算の場合は、平成24年7月1日から掛金猶予明けの特別掛金の適用が必要となり、平成23年6月30日の財政検証で継続基準をクリアしていれば掛金対応不要となります。

なお、掛金猶予期間中の財政決算時の特別掛金収入現価は引上げ前の規約上特別掛金率を使用します。

	厚年	DB	照会	回答
3			<p>特別掛金の算定方法について</p> <p>① 掛金引上げ猶予明けの財政計算時における特別掛金の引下げ、償却期間の延長の判定に用いる変更前の特別掛金は、掛金の引上げを猶予した財政計算時の数理上特別掛金でよいか？</p> <p>② 特別掛金の引上げ・予定償却期間の延長の判定に用いる変更前特別掛金について、数理上特別掛金を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は、規約上特別掛金を用いるという理解でよいか？</p>	<p>① 左記の理解のとおりです。掛金猶予明けの財政計算時には、掛金の引上げを猶予した財政計算時の数理上特別掛金を超える場合のみ予定償却期間の延長が可能となります。</p> <p>② 左記の理解のとおりです。⇒今般、通常時の特別掛金の算定時の取扱いとして認められたものです。</p>

⇒ 掛金猶予明けの財政計算時の特別掛金は、掛金引上げ猶予がなかったものとして掛金引上げ猶予時に本来設定すべき特別掛金を基準に算定されます。

TOPICS3

～確定給付企業年金簡易基準の見直しに係る意見募集開始 (確定給付企業年金、省令改正)～

ポイント

今般、標記につき意見募集^{※1}が開始されましたのでご案内致します。平成24年3月末の適格退職年金の廃止を見据え、確定給付企業年金への移行の事務簡素化のための措置です。

(施行予定日：平成22年7月1日)

DB簡易基準 ^{※2}	現行	変更案
適用対象	300人未満	500人未満へ拡大
地方厚生(支)局長への委任事項(規約変更の認可権限)	名称・所在地変更等	加入者資格・給付・掛金・事業年度その他財務に関する事項等の変更を新たに委任
年金数理人の確認	平成24年3月末まで省略可	当分の間、省略可

※1 確定給付企業年金施行規則の一部改正

☞<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495100065&Mode=0>

※2 概要は次頁ご参照

☞現行の確定給付企業年金簡易基準の概要は次頁ご参照

確定給付企業年金簡易基準の概要（現行）

- ・ 計算基準日における加入者数が300人に満たない確定給付企業年金が対象。
- ・ 掛金の額は、一定の簡易な基準に基づいて計算することが可能。
- ・ 毎事業年度末の財政検証等について特例を受けることができる。

■掛金額の算定（施行規則第52条）

計算基準日における加入者の数が300人に満たない確定給付企業年金の掛金の額は、次に定めるところにより計算することができる。

- ①基礎率は、予定利率および予定死亡率のみとすること
(ただし、給付額がキャッシュバランスプランによる方法またはキャッシュバランスプランを組み合わせた方法により計算される場合には、その再評価に用いる指標の予測を用いること)
- ②予定利率は、下限予定利率以上4.0%以下の範囲内とすること
- ③予定死亡率は、積立上限額の算定方法における予定死亡率（施行規則第62条）とすること
- ④支給開始後は、給付の額の改定を行わないこと
- ⑤障害給付金を支給しないこと
- ⑥遺族給付金を支給する場合は、その額が老齢給付金の保証期間の残存期間において支給する給付の額の現価に相当する額または脱退一時金の額以下となっていること

■最低積立基準額（施行規則第65条）

$(\text{直前の財政計算の計算基準日における最低積立基準額}) \times (\text{その事業年度の末日における数理債務の額}) \div (\text{直前の財政計算の計算基準日における数理債務の額})$

■積立上限額（施行規則第66条）

$(\text{直前の財政計算の計算基準日における積立上限額}) \times (\text{その事業年度の末日における数理債務の額}) \div (\text{直前の財政計算の計算基準日における数理債務の額})$

- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性の保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。

